

鳥取県告示第172号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成20年3月19日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年3月19日

鳥取県知事 平井伸治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
	利子補給率					利子補給率			
	漁業近代化資金金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、号。以下同条第1項「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、（令第5条に規定する機関が、団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、号。以下同条第1項「法」という。）第2条第2項第1号から第5号までに掲げる融資機関が、号。以下同条第1項「法」という。）第2条第2項第1号から第10号までに掲げる者にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、号。以下同条第1項「法」という。）第2条第2項第1号から第5号までに掲げる融資機関が、号。以下同条第1項「法」という。）第2条第2項第1号から第10号までに掲げる者にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、号。以下同条第1項「法」という。）第2条第2項第1号から第10号までに掲げる者にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合		漁業近代化資金の種類	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、号。以下同条第1項「法」という。）に規定する団体に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、号。以下同条第1項「法」という。）に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、号。以下同条第1項「法」という。）に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合
略					略				
4 規則 別表第3号に掲げる資金	略	略	略	年0.5パー セント	年0.5パー セント	4 規則 別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.45パー セント
5 規則						5 規則			年0.45パー セント

別表第 4号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.5パー ^{セント}	年0.5パー ^{セント}	別表第 4号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.45パー ^{セント}	年0.45パー ^{セント}
略											
8 規則 別表第 7号に 掲げる 資金			略	年0.5パー ^{セント}	年0.5パー ^{セント}	8 規則 別表第 7号に 掲げる 資金			略	年0.45パー ^{セント}	年0.45パー ^{セント}
9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.5パー ^{セント}	年0.5パー ^{セント}	9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.45パー ^{セント}	年0.45パー ^{セント}